

## 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可

宅建 R03(12)-03-2 《#488》

【問】 正誤をつけよ。

成年後見人が、成年被後見人を代理して、成年被後見人が所有する成年被後見人の居住の用に供する建物に第三者の抵当権を設定する場合、家庭裁判所の許可を得なければ行なうことができない。

【答え】 正しい

《ポイント》 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可

成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。（民法 859 条の 3）